

実践につなげる「フレイル対策」普及啓発業務 公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

令和8年3月27日

福島県健康づくり推進課

質問項目	質問内容	回答
募集要領 7(1)イ 直近2年分の決算書又は 事業報告書の提出	①直近2年分の決算書は、2023年と2024年度のものでよいか。	①本業務の委託契約日（令和8年6月）から2年以内（令和6年6月以降）に契約締結した業務の決算書を提出ください。
募集要領 8(1)イ 事業経費積算書の提出	①任意様式での作成で良いとのことだが、押印は必要か。	①事業経費積算書への押印は不要です。なお、「暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」のみ押印が必要です。
募集要領 8(2) 企画提案提案書等の提出	①8(1)ア～エを全て6部ずつ提出という認識でよいか。また、副本は複写可か。	①全て6部ずつ提出ください。また、複写可です。
募集要領 10(2) プロポーザル審査会	①プレゼンテーションは現地参加か。オンラインでも可能か。 ②プレゼンテーションに参加できる人数に制限はあるか。	①どちらでも参加可能です。ただし、オンラインを希望する提案者が1団体でもある場合は、全ての提案者がオンラインで実施することとします。 ②原則1～3名での参加をお願いします。
仕様書 3業務内容 (1) 共通事項	①フレイル予防ハンドブックの印刷および配布について、行政については既に配布や設置を継続的に実施していると思われるが、本事業において、行政分も受託者が新たに印刷や配布の実施が必要か。 ②フレイル予防ハンドブックの設置や配布は、どのような場所を想定しているか。 ③印刷業務を他社へ再委託することは可能か。	①行政（市町村）については、地域への普及啓発や、通いの場等における実践のためのツールとしての活用を目的に配布しています。このことについては令和8年度も継続するため、委託者には印刷や配布を実施いただきます。 ②これまでは、歯科医院や食育応援企業団に配布しています。ハンドブックの効果的な設置・配布の方法も含めご提案ください。 ③書面により県の承諾を得た場合は可能です。
仕様書 3業務内容 (2) マスコミ等の媒体を活用した情報発信	①新聞紙面のサイズ指定はあるか、またカラー掲載の想定か。 ②新聞掲載は何回を想定しているか。 ③地域の活動事例の収集について、福島県より活動団体を紹介いただけるか。また、その際のインタビューの許可取りは受託者にて行うのか。 ④受託者が地域住民向けにフレイル予防に関する講話などを実施し、それを記事にする方法でも良いか。 ⑤ラジオへの出演を福島県職員に依頼することは可能か。可能な場合、出演料は必要か。	①サイズの指定はありません。また、可能な範囲でカラーで掲載ください。 ②指定はありません。掲載回数も含めてご提案ください。 ③活動団体へ県で許可取りをした上で、受託者に紹介します。 ④委託外で実施した講話の様子を掲載することは問題ありません。なお、委託内での講話の実施は不可とします。 ⑤福島県職員の出演は可能であり、出演料は必要ありません。
仕様書 3業務内容 (3) 測定会における普及啓発	①昨年は測定会を何回実施しているか。 ②昨年実施した各測定会の参加人数は何名程度か。 ③測定会の内容で必須とする項目はあるか。 ④測定会の実施時間に指定はあるか。 ⑤測定会会場の装飾品（R7年度に使用している横断幕等）は貸出してもらえるか。 ⑥測定会会場に受託者の企業ロゴが入った装飾品（イベントののぼり旗）は使用可能か。 ⑦イベント会場に受託者が作成したフレイル啓発の資材や栄養相談先が書かれたチラシなど、自社サービスの案内についても設置可能か。	①令和7年度は、フレイル対策イベントを計5日間実施しています。 ②令和7年度フレイル対策イベントの参加者数は5日間で合計600名程度です。 ③必須とする項目はありません。住民のフレイル対策の実践につながる内容でご提案ください。 ④実施時間に指定はありません。 ⑤県で作成した横断幕、のぼり、Tシャツ・ジャンパー等は使用可能です。 ⑥装飾品によるため、受託後に協議の上で決定します。 ⑦サービス内容によるため、受託後に協議の上で決定します。なお、営利目的での実施は不可とします。
仕様書 3業務内容 (5) 留意事項	①制作等の監修が必要な場合、とはどのような場合を想定しているか。	①フレイル対策に関して専門的な知見をもとに資材を作成する場合等は、協議の上、専門家への監修を依頼する場合があります。